

基本目標

4

みんなで守る自然豊かで美しいまち 《 自然・環境 》

基本目標 4

みんなで守る自然豊かで美しいまち《 自然・環境 》

かけがえのない各務原の豊かな自然環境やそれに囲まれた快適な生活環境を守り、次世代に継承するために、多様な主体が協働し、環境にやさしい低炭素・循環型のまちを目指します。

1. 自然環境

- ① 環境教育の充実
- ② 生物多様性の保全

2. 脱炭素社会

- ① 地球温暖化対策の推進

3. 循環型社会

- ① 循環型社会の形成
- ② 廃棄物の適正処理

4. 生活環境

- ① 地下水の保全・管理
- ② 生活環境の保全
- ③ 生活排水対策の推進
- ④ 人と動物の共生



目指す姿

施策1：自然環境

- 次世代を担う子どもたちを軸に、環境保護、生物多様性※1について学ぶ場が提供され、市民の環境意識の向上が図られています。
- 地域の生態系が保たれ、多様な生物が共生する社会を目指します。

◇ 現状と課題

- 市民の環境意識の向上や、日常生活における環境配慮行動の促進のため、毎年6月の「環境月間」における親子環境教室※2や夏休みのこども環境教室※3を開催するなど、家庭で環境問題に関心を持ち、理解を深める機会を提供していますが、子どもやその家族のみならず、市民全体の意識向上に向けた取組を検討する必要があります。
- アルゼンチンアリ※4は、個体数は減少傾向にありますが、生息範囲が徐々に拡大しているため、継続的な防除活動が必要です。また、セアカゴケグモ※5の生息が市内でも確認されており、市民への情報提供や公共施設の適切な管理が求められています。

◇ 取組方針

取組方針	内容
① 環境教育の充実	● 市民の環境意識の向上を図るため、環境に関する普及啓発事業の充実を図ります。
② 生物多様性の保全	● 豊かな生態系に配慮し、絶滅危惧種の保護や多様な生物が生息・生育できる良好な自然環境の保全を図ります。 ● 特定外来生物※6やその防除の必要性について、幅広い年齢層への普及啓発を図ります。また、特に、アルゼンチンアリの防除や、公共施設でのセアカゴケグモの駆除等、特定外来生物への適切な対応を行います。

◇ 市民や企業等の主な取組イメージ

- 自然を大切にすることを意識を持ち、その実践に努めます。

◇ 達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
環境講座に参加してよかったと思う参加者の割合	主	100% R5(2023)	STAY	①
一斉防除事業に参加して生態系保全に対する関心が高まったと感じる自治会長の割合	主	64.7% R5(2023)	↑UP	②
環境教室への参加者数(累計)	客	451人 R5(2023)	2,500人	①
アルゼンチンアリの減少率(R5(2023)基準)	客	—	20%減少	②

◇ 関連する主な計画

- 各務原市環境基本計画(2018～2027)



こども環境教室



大安寺川のホタル

用語

- ※1 生物多様性:様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
- ※2 親子環境教室:親子を対象に環境や自然の大切さを学ぶことができる学習講座。
- ※3 こども環境教室:子どもたちが、遊びや学習を通して楽しみながら環境や自然の大切さを学ぶことができる体験学習講座。
- ※4 アルゼンチンアリ:ハチ目アリ科カタアリ亜科アルゼンチンアリ属に分類されるアリの一種。駆除や根絶が容易ではなく、農作物の芽や蕾等を傷つけ被害を与えるほか、侵入地では、在来のアリの種数が著しく減少するなど、生態系を破壊することから国際自然保護連合が「世界の侵略的外来種ワースト100」に選定し、日本においても特定外来生物に指定されている。
- ※5 セアカゴケグモ:ヒメグモ科に分類される有毒の小型のクモの一種。本来日本国内には生息していなかったが、1995年に大阪府で発見されて以降、日本各地へ分布域を広げた外来種。生態系や人の生命・身体等へ被害を及ぼすおそれがあるため、日本生態学会により「日本の侵略的外来種ワースト100」に選定されている。
- ※6 特定外来生物:外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぶおそれがあるもので、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定された生物。



目指す姿

施策2：脱炭素社会※1

- 市民、事業者、行政が一丸となって地球温暖化※2対策が進められています。

◇ 現状と課題

- 国が定める「地球温暖化対策計画」に沿って、温室効果ガス※3の削減状況や市域から排出される温室効果ガスの排出量の検証と削減への取組が求められています。地球温暖化対策をさらに推進するために、様々な主体が一丸となって取組を進めることが必要です。

◇ 取組方針

取組方針	内 容
① 地球温暖化対策の推進	- 脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガスの排出量削減を促進するために、公共施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用を図ります。 - 省エネルギーの取組や各種補助制度を普及啓発し、市民や企業等の省エネルギー化を促進します。

◇ 市民や企業等の主な取組イメージ

- 脱炭素社会実現のため、太陽光発電設備や電気自動車等の導入を進めます。また、空調の適正利用等、節電を継続して実施します。

◇ 達成指標

指 標	種 別	基準値	前期目標	取組方針
地球温暖化対策に取り組んでいる市民の割合	主	72.6% R5(2023)	↑UP	①
市域から排出される温室効果ガスの排出削減量(H25(2013)基準)	客	22.5%削減 R2(2020)	46%削減	①

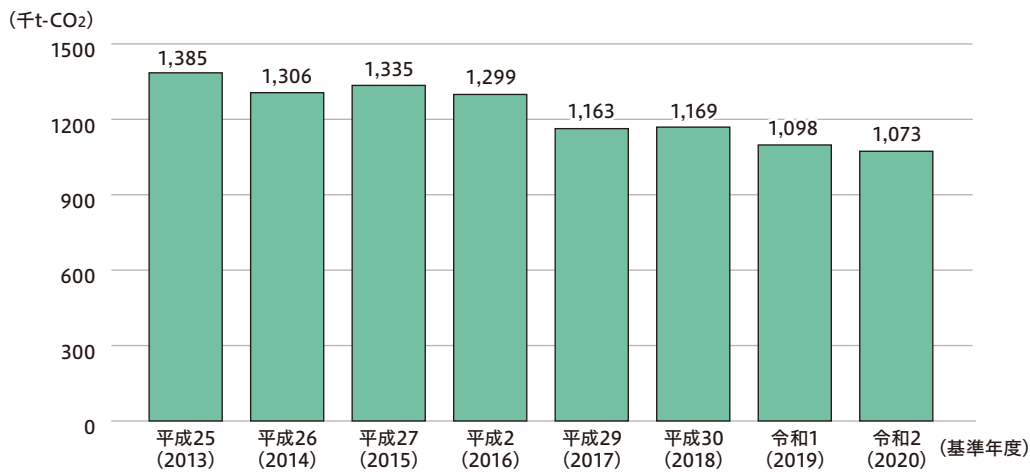
◇ 関連する主な計画

- 各務原市環境基本計画(2018～2027)
- 各務原市地球温暖化対策地域推進計画(2024～2030)
- 各務原市地球温暖化対策実行計画(2024～2030)

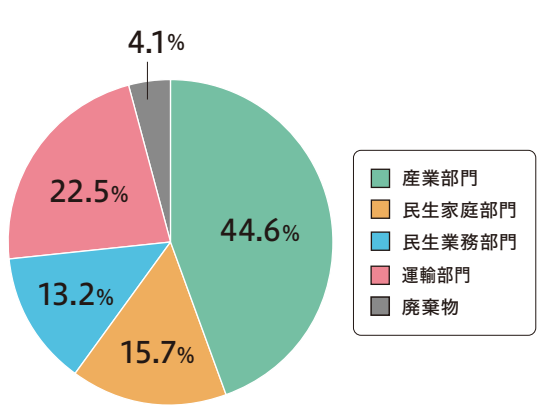


公共施設の再エネ設備

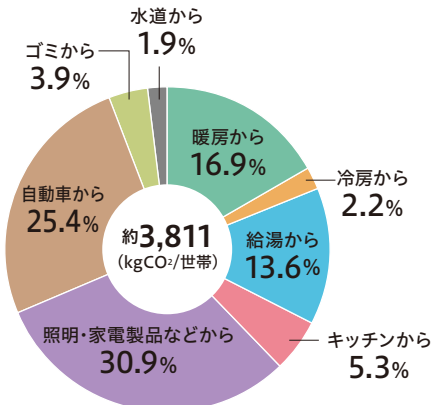
● 温室効果ガスの排出量の推移



● 二酸化炭素の部門別排出量



● 2022年度家庭からの二酸化炭素排出量の用途別内訳



出典)温室効果ガスインベントリオフィス

用 語

- ※1 脱炭素社会:温室効果ガスの排出量と吸収量との均衡が保たれた社会。
- ※2 地球温暖化:CO₂などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇する現象のこと。
- ※3 温室効果ガス:地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体(CO₂、フロンガス、メタンガス等)の総称。



目指す姿

施策3：循環型社会※1

- 環境負荷※2の少ない循環型社会が実現されています。
- ごみの適正で効率的な処理が継続され、快適な市民生活が維持されています。

◇ 現状と課題

- 市民一人一日当たりのごみ焼却量の推移などから、ごみの減量やリサイクルに対する市民の意識は高くなっています。ごみ減量やリサイクルのさらなる徹底を図るほか、食品ロス※3の削減やプラスチック資源のリサイクルなど、新たな課題についても取組や検討を進める必要があります。
- ごみの分別や排出のルールが守られていない状況が見られることから、ごみ出しルールや分別方法の周知徹底やごみ出しルールに違反したごみ（違反ごみ）の抑制を図る必要があります。
- 平成14（2002）年度に稼働を開始した北清掃センターの施設・設備の適正かつ計画的な維持管理を図り、安全で安定したごみ処理体制を確保する必要があります。

◇ 取組方針

取組方針	内容
① 循環型社会の形成	3R※4（リデュース・リユース・リサイクル）・ごみの減量化のさらなる普及啓発を図り、「ごみを出さない」循環のまちづくりに努めます。 - 市民や地域と協働し、古紙回収、資源集団回収、緑ごみの再資源化、食品ロスの削減など、資源の有効利用を図ります。 - プラスチック資源のリサイクルについて、最適な方法を検討し、その方針に沿って対応します。
② 廃棄物の適正処理	- 適正かつ効率的に廃棄物を処理（収集・運搬・中間処理・最終処分）するとともに、市民や事業所のごみ出しルールの周知・徹底を図ります。 - 北清掃センターの安定的な操業のため、計画的な維持管理や改修を行います。

◇ 市民や企業等の主な取組イメージ

- 市民一人ひとりによって環境負荷低減の取組が図られています。
- 事業者による資源物の回収等、リサイクルが進められています。

◇ 達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
3Rに取り組んでいる市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP	①
ごみを確実に分別し、排出している市民の割合	主	95.8% R5（2023）	↑UP	②
一人一日当たりのごみ焼却量	客	710g R4（2022）	693g以下	①
違反ごみ処理件数（年間）	客	620件 R4（2022）	620件以下	②

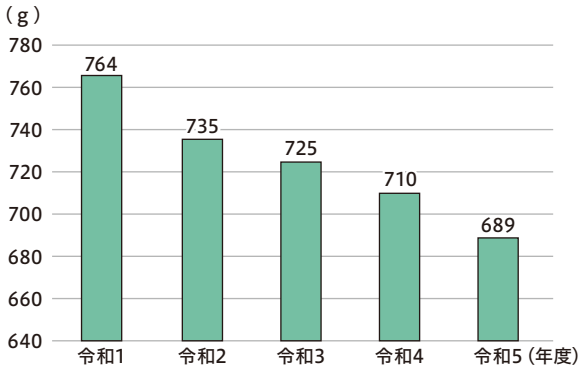
◇ 関連する主な計画

- 各務原市環境基本計画（2018～2027）
- 各務原市ごみ処理基本計画（2021～2035）
- 各務原市一般廃棄物処理実施計画（単年度計画）
- 各務原市循環型社会形成推進地域計画（2022～2027）



食品ロス削減啓発イベント

● 一人一日当たりのごみ焼却量の推移



用語

- ※1 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
- ※2 環境負荷：人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれがあるもの。
- ※3 食品ロス：食べ残しや売れ残りなどで本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。
- ※4 3R：環境への負荷の少ない循環型の社会を形成するための廃棄物に対する3つの取組である発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）のこと。



施策4：生活環境

目指す姿

- 地下水を適正かつ安定的に確保しています。
- 快適で清潔な生活環境が維持されています。
- 人と動物の調和した共生環境が整っています。

現状と課題

- 地下水の水量は安定的に推移していますが、揚水量の継続的な監視などにより、水量を適切に保全する必要があります。
- 市内には、地下水から硝酸性窒素^{※1}、有機塩素化合物^{※2}、有機フッ素化合物^{※3}が環境基準(有機フッ素化合物は暫定目標値)を超えて検出されている地域があることから、継続的に監視することが必要です。特に、有機フッ素化合物については、国や県と連携しながら、対策を講じる必要があります。
- 地下水のほか、大気、河川、騒音等の環境基準の達成状況を監視していますが、航空機の騒音など基準を満たしていないものがあります。また、地域の環境美化監視員^{※4}と連携し、ごみのない清潔で快適なまちづくりを推進していますが、高齢化が進む中、環境美化監視員を安定的に確保することが必要です。
- 市内の汚水衛生処理率^{※5}は年々高くなっていますが、汲み取りや単独浄化槽^{※6}から合併浄化槽^{※7}への切替えを効果的に周知啓発し、さらに促進する必要があります。
- 犬の飼い主の義務である狂犬病予防注射は、県内において高い接種率を維持していますが、予防注射の接種率のさらなる向上を図ることが必要です。
- 「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物の命を尊重することやペットを飼育する際の適正飼養^{※8}などについて、市民一人ひとりの意識の高揚が求められています。

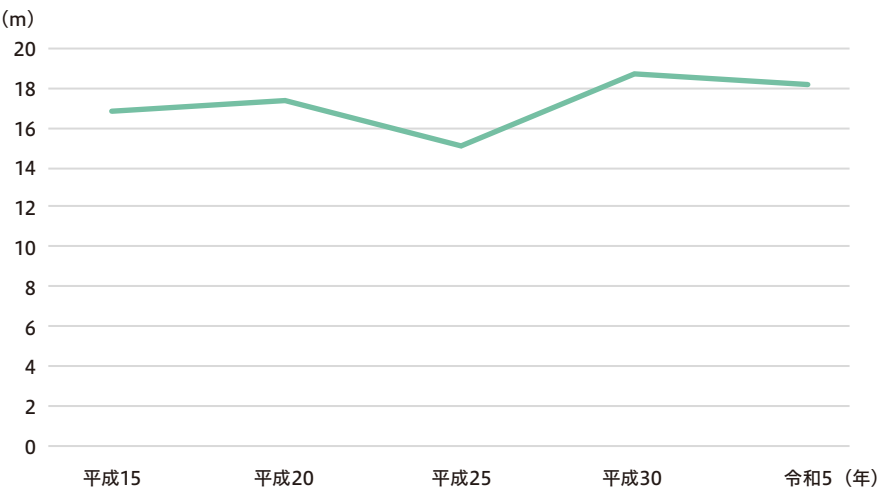
取組方針

取組方針	内容
① 地下水の保全・管理	- 地下水の水位を監視するとともに、地下水における硝酸性窒素、有機塩素化合物、有機フッ素化合物の濃度を継続的に調査します。 - 有機フッ素化合物については、県と市が共同で設置した専門家会議等の意見を踏まえ、国や県と連携しながら、必要な調査や対策、要望活動を行います。
② 生活環境の保全	- 定期的に、大気、河川、騒音・振動などの環境測定を実施し、その測定結果を広報紙やウェブサイトで市民に分かりやすく公表します。 - 清潔で快適な生活環境を保全するため、地域の環境美化の普及啓発を図ります。また、幹線道路沿線の自治会などと連携して、環境美化監視員の確保に努めます。
③ 生活排水対策の推進	- 生活系排水による河川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道供用開始区域外の合併浄化槽の普及促進を図ります。 - クリーンセンターの安定的な操業のため、計画的な維持管理や改修を行います。
④ 人と動物の共生	「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、県と連携して、動物愛護や適正飼養等について普及啓発を図ります。 - 市内の動物病院と連携し、狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射を推進します。

市民や企業等の主な取組イメージ

- 地域の環境美化活動への積極的な参加に努めます。

地下水位の推移(市役所井 標高水位)



◆達成指標

指 標	種 別	基 準 値	前 期 目 標	取 組 方 針
地下水が保全されていると思う市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP	①
環境問題を意識している市民の割合	主	76.7% R5(2023)	↑UP	② ③
人と動物が安心して暮らせるまちであると感じる市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP	④
地下標高水位※9の維持 (市役所井)	客	18.4m R1～R5の平均値	18m維持	①
環境美化活動の日※10の参加者数 (年間)	客	961人 R5(2023)	960人以上	②
汚水衛生処理率	客	92.5% R5(2023)	93.1%	③
狂犬病予防注射接種率	客	87.9% R5(2023)	90%台	④

◆関連する主な計画

- 生活排水対策推進計画(2013～2032)
- 生活排水処理基本計画(2014～2030)



環境美化活動の日



犬の鑑札(左)と注射済票(右)

用 語

- ※1 硝酸性窒素:窒素化合物の一種。地下水の水質に係る環境基準項目に含まれている。
- ※2 有機塩素化合物:塩素を含む有機化合物の総称。地下水の水質に係る環境基準項目に含まれている。
- ※3 有機フッ素化合物:炭素とフッ素の結合をもつ有機化合物で、そのうちペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とペルフルオロオクタン酸(PFOA)は、環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、国内外において製造、使用等が規制されている。
- ※4 環境美化監視員:美しいまちづくりのために地域での環境美化監視活動に取り組んでいただくボランティア。
- ※5 汚水衛生処理率:下水道のほか、コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)、合併浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合。
- ※6 単独浄化槽:し尿のみを処理する設備。現在の法律(平成12(2000)年改正以降)では、単独処理浄化槽については「浄化槽とみなす」(みなし浄化槽)とされ、新規に設置することは禁止されている。
- ※7 合併浄化槽:水洗トイレからの汚水(し尿)や台所、風呂などからの排水(生活雑排水)を処理し、きれいな水にして放流するための施設。
- ※8 適正飼養:動物の習性等を正しく理解し最後まで責任を持って飼うこと、人に危害を加えたり近隣に迷惑をかけたりしないこと、むやみに繁殖させないこと、動物による感染症の知識を持つこと、盗難や迷子を防ぐため所有者を明らかにすることなど、飼い主が守るべきモラルとマナー。
- ※9 地下標高水位:地下水の水位を標高で表したもの。
- ※10 環境美化活動の日:ごみの散乱防止について関心と理解を深めるため、一斉清掃等を実施する日。

基本目標

5

みんなで支えあい健やかに暮らせるまち 《 健康・医療・福祉 》

基本目標 5

みんなで支えあい健やかに暮らせるまち《 健康・医療・福祉 》

子ども、高齢者、障がいのある人もない人も、すべての市民が住み慣れた地域でつながり、支えあい、生涯にわたって健康でいきいきと幸せに暮らせるまちを目指します。

1. 健康づくり

- ① 健康寿命の延伸
- ② 一人ひとりの自主的な健康づくりの促進
- ③ 食と口腔衛生を通じた健康づくり
- ④ こころの健康づくり

2. 地域医療

- ① 地域医療体制の充実
- ② 感染症対策の強化

3. 地域共生社会

- ① 地域福祉活動の推進
- ② 包括的な支援体制の整備
- ③ 権利擁護の推進
- ④ 生活困窮者自立支援施策の充実

4. 高齢者支援

- ① 高齢者の生きがい・働きがい
- ② 認知症対策の推進
- ③ 地域包括ケア体制の深化・推進
- ④ 介護保険制度の適正な運用

5. 障がい児者支援

- ① 障がい児者の自立支援促進
- ② 障がい児者の社会参加促進
- ③ 障がい児者施設の充実



施策1：健康づくり

- 子どもから高齢者まですべての世代の市民が自らの健康に関心を持ち、日ごろから心身の健康づくりに取り組んでいます。

目指す姿

現状と課題

- 市民の健康づくりの関心を高めるため、健康フェスティバルや各種健康教室、フレイル^{※1}予防のためフレイルチェックやウォーキングイベント等を実施しています。健康づくりは、年齢を問わず生涯を通した継続的な取組が重要であり、市民一人ひとりが自らの健康に関心が持てるよう、より幅広い世代に向けた健康づくり施策に取り組むことが必要です。
- 健診(検診)を受診する市民は増加していますが、より多くの市民が、定期的に健診(検診)を受診することで、日頃から健康状態を把握し、ライフステージや健康状態にあった自主的な健康づくりに取り組むことが重要です。
- 健康な心身の維持と増進には、栄養バランスが取れた規則正しい食生活や、食生活を支える歯と口腔の健康づくりが重要です。より多くの市民が、健全な食生活の実践、歯と口腔の健康維持に取り組むことができるよう、市内企業や飲食店との連携を推進するとともに、食生活の普及啓発活動を行うボランティア団体の担い手の確保や育成など、より効果的な事業の充実に努めることが必要です。
- コロナ禍では、健康のほか、仕事や家庭の問題を主な要因とし、自殺者数の増加が見られました。こころの不調を感じた際に気軽に相談できる相談窓口等の情報を幅広い世代の市民に提供するとともに、周囲の支援体制づくり、こころの健康についての若者への効果的な普及啓発が必要です。



取組方針

取組方針	内容
① 健康寿命 ^{※2} の延伸	各務原市医師会・各務原市歯科医師会・各務原市薬剤師会や岐阜保健所などの関係機関と連携し、「ライフコースアプローチ^{※3}」を踏まえた、年齢を問わずすべての市民が参加したいと思える健康づくり・フレイル予防事業に取り組みます。
② 一人ひとりの自主的な健康づくりの促進	- 病気の早期発見・早期治療に向けて、各種がん検診、ヤング健診^{※4}、歯周病検診などの定期的な受診を奨励し、受診率の向上を図ります。 - 生活習慣病^{※5}の発症・重症化を予防するために、健診結果に応じた医療機関への受診奨励や生活習慣の改善に向けた適切な保健指導の充実を図ります。 - 通いの場に積極的に出向き、運動・口腔・栄養・認知など多面的観点からフレイルチェックを実施し、一人ひとりの状況に応じた健康相談や保健指導を行うことで、要介護状態になることを予防するとともに、健康の維持改善に取り組みます。
③ 食と口腔衛生を通した健康づくり	- 心身の健康づくりや、生活習慣病予防に重要である健全な食生活、歯の健康について、市民一人ひとりが関心を持ち実践できるよう、関係機関と連携し、普及啓発に取り組みます。 - 栄養教室を開催し、楽しみながら食生活や栄養の知識を習得できる機会の提供や、食生活改善協議会^{※6}の担い手の確保に取り組みます。 - 歯と口腔のセルフケア、オーラルフレイル^{※7}予防の普及啓発を図り、歯と口腔の健康づくりを支援します。
④ こころの健康づくり	- 学校生活や友人・家族との人間関係、進学や就職などのライフイベント等に伴う様々な悩みやストレスが生じやすい時期である子ども・若者に対して、学校や関係機関と連携し、SNS^{※8}や各種事業等を通して相談窓口を周知し、相談しやすい体制づくりに取り組みます。 - こころの健康に関する講演会を実施し、自身や周囲の人のこころの不調に気づき、対処することができるよう、啓発活動を行います。 - 周囲の悩んでいる人に気づき、声をかけるとともに話を聞き、必要な支援機関につなげることができるゲートキーパー^{※9}の育成に取り組みます。

市民や企業等の主な取組イメージ

- 健康づくり・フレイル予防事業に積極的に参加し、日頃から健康に関心を持ち、生涯にわたって健康づくりに取り組めます。

◆ 達成指標

指 標	種 別	基準値	前期目標	取組方針
日頃から、健康維持のために何かに取り組んでいる市民の割合	主	64.3% R5(2023)	↑UP	① ② ③ ④
各種健康講座の参加者数(年間)	客	3,267人 R5(2023)	4,000人	①
メタボリックシンドローム※10該当者及び予備群の割合	客	33.8% R4(2022)	31.9%	②
歯周病を有する市民の割合(40～70歳)	客	73.1% R5(2023)	70.0%	③
自殺死亡率(人口10万対)	客	15.1 R4(2022)	12.0	④

◆ 関連する主な計画

- かかみがはら元気プラン21(各務原市健康増進計画・食育推進計画)(2021～2025)
- 各務原市国民健康保険データヘルス計画(2024～2029)
- 各務原市地域福祉計画(かかみがはらハートフルプラン)(2025～2029)



フレイルチェック

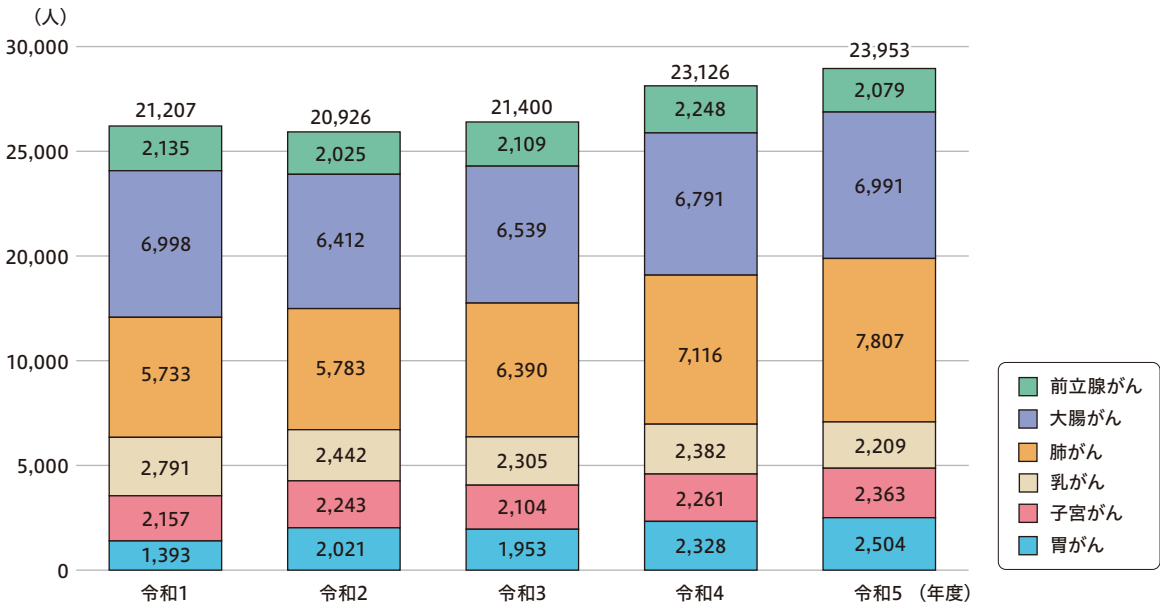


栄養教室



フレイル予防ウォーキング

● 各種がん検診受診者数の推移



用語

- ※1 フレイル: frailtyが語源で「虚弱」という意味。加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し日常生活動作に障がいが見えてきた状態。
- ※2 健康寿命: 介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせずに、自立して健康に生活できる期間。
- ※3 ライフコースアプローチ: 胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり。
- ※4 ヤング健診: 職場などで健診を受ける機会のない年度末年齢19歳～39歳の方を対象に行う健康診査。
- ※5 生活習慣病: 長年の食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねに起因すると考えられる病気のこと。代表的な生活習慣病としては、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、高血圧、脂質異常症、肥満等がある。
- ※6 食生活改善協議会: 「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、自分や家族、地域の食生活改善を目指し、食を通じた健康づくり活動を行うボランティア団体。
- ※7 オーラルフレイル: 口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含む、身体の衰え(フレイル)の一つのこと。
- ※8 SNS: 「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービス。
- ※9 ゲートキーパー: 地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。
- ※10 メタボリックシンドローム: 内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。



施策2：地域医療

目指す姿

- すべての市民が必要な時に適切な医療サービスを受けることができる医療体制が整っており、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができています。
- 市民が感染症対策に対する正しい知識を持ち、感染症拡大を防止するための体制が整備されています。

◇現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症のまん延時には、市内の医療体制がひっ迫しました。すべての市民が身近なところで安心して必要な医療が受けられるよう、平時から市内医療機関などとの連携が必要です。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、住み慣れた地域で高齢者が安心して生活できるよう、在宅医療^{※1}・介護連携の体制を整備することが必要です。
- 日頃の健康管理には、身近で気軽に健康上の相談ができる「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医^{※2}」を持つことが重要です。
- 社会経済活動や市民生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症を教訓として、市内医療機関と連携し、新たな感染症に備えた対策が求められています。また、市民に対しては、日頃から感染症に関する正しい情報や対策を普及啓発することが必要です。
- 予防接種健康被害救済制度^{※3}の適切な運用など、国の知見などに基づいた健康被害対策に取り組んでいますが、健康被害には、予防接種以外にも様々な要因が想定されることから、最新の動向を注視しながら対応する必要があります。

◇取組方針

取組方針	内容
① 地域医療体制の充実	- 地域医療体制の強化のため、各務原市医師会・各務原市歯科医師会・各務原市薬剤師会と連携し、休日急病診療所・休日歯科救急を運営します。 - 地域医療体制の維持を図るため、地域の基幹的病院である東海中央病院の運営を支援します。また、地域の安定的な看護師の確保に向け、各務原市医師会准看護学校の運営を支援します。 - 地域の在宅医療・介護連携を推進する「在宅医療・介護連携支援ステーション^{※4}」の運営を通して、医療・介護サービスが包括的に提供できる体制の充実を図ります。 - 医師会や歯科医師会と連携し、市民が日頃から「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」を持つことの重要性を普及啓発します。 - 様々な要因による健康被害に対しては、その発生状況、最新の知見、国や県の動向を注視しながら、必要に応じて、市としての対策を検討します。
② 感染症対策の強化	- 新たな感染症に適切な対応ができるよう、市内の医療機関との連携・体制の強化を図ります。 - 様々な感染症に対する正しい知識を普及啓発するとともに、感染症の発生及びまん延を防止するため、定期予防接種を実施します。

◇市民や企業等の主な取組イメージ

- 自分や家族の健康を意識し、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」を持ち、日頃から健康管理に努めます。
- 感染症に対する正しい知識を身につけ、適切な感染症対策を行います。

◇達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
かかりつけ医がいる市民の割合	主	58.1% R5(2023)	↑UP	①
感染症対策を意識している市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP	②
在宅医療・介護連携推進研修会の参加者数(年間)	客	190人 R5(2023)	210人	①



健康フェスティバルお薬相談コーナー



准看護学校



休日急病診療所発熱外来

用 語

- ※1 **在宅医療**:自宅での療養を希望する患者に対して、医療関係者が訪問診療や往診などを行うこと。
- ※2 **かかりつけ医・かかりつけ歯科医**:自分自身や家族の健康管理、疾病予防などに関して、日常的な相談や診療ができる医師・歯科医師。
- ※3 **予防接種健康被害救済制度**:予防接種法に基づく定期及び臨時の予防接種後の副反応として、極めてまれではあるものの健康被害が生じることがあるため、厚生労働大臣が予防接種と健康被害との因果関係を認定した方へ健康被害に対する給付を行う制度。
- ※4 **在宅医療・介護連携支援ステーション**:在宅医療と介護の両方の支援を必要とされる方が、地域での暮らしを安心して続けることができるよう、地域の医療・介護関係者等の連携体制を構築することを目的として設置された支援機関。



施策3：地域共生社会

- 誰もが住み慣れた地域で安心して快適に暮らすため、お互いを地域の一員として認め、尊重しあいながら地域課題の解決に取り組むことで、支援を必要とする人を地域で見守る地域共生社会の仕組みができています。

目指す姿

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進展、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地域のつながりの希薄化が進み、地域における福祉活動の縮小も進んでいます。また、その担い手の高齢化や人材不足の深刻化も課題となっています。高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増加する中で、地域における持続可能な福祉活動の推進が必要です。
- 8050問題※1、ダブルケア、ひきこもりなど、様々な要因が複雑に絡みあうことで複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題が顕在化しています。そうした課題などが身近なところでいつでも相談でき、適切な情報提供や支援につなげることができるよう、包括的な支援体制づくりが求められています。
- 認知症や知的障がいなどで、日常生活における判断が不十分な方への支援として、市民後見人※2の養成などを行う中核機関などの体制を整備し、成年後見制度※3の普及啓発に向けた広報活動に取り組んでいます。超高齢化が進む中で、制度のさらなる普及啓発とともに、市民後見人の育成など、支援体制の充実が必要です。
- 各務原市社会福祉協議会に生活困窮者の総合相談窓口を設置し、状況に応じた各種支援を実施していますが、生活困窮者が増加している状況を踏まえ、より充実した支援が必要です。



アルツハイマー月間パネル展



福祉体験学習

取組方針

取組方針	内容
① 地域福祉活動の推進	- 民生委員・児童委員※4や近隣ケアグループ※5、ボランティア団体などが行う地域福祉活動に対する支援や担い手の発掘、活動拠点となる施設等の適正な運営を通して、活動の活性化や地域のつながりづくりに取り組みます。 - 地域福祉を推進する各務原市社会福祉協議会への支援や生活支援コーディネーター※6の配置などを通して、地域と行政、支援機関の連携を強化し、地域における支えあいと公的支援が連動した支援体制づくりに努めます。
② 包括的な支援体制の整備	8050問題、ヤングケアラー※7、生活困窮者など複雑化した課題を抱える世帯に対して支援を充実させるため、高齢福祉や障がい福祉、子ども・子育て支援、生活困窮支援など、様々な分野の部署や支援機関、関係団体と連携を強化し、分野にとらわれない重層的な支援体制を整備します。 - ひきこもり状態にある人など、支援が届きにくい人に対して、アウトリーチを通じた継続的な支援を推進します。
③ 権利擁護の推進	- 各務原市成年後見支援センターを中核として成年後見制度に関する相談・利用支援、広報・啓発、市民後見人の養成・活動支援など、権利擁護支援体制の充実を図ります。 - 成年後見制度利用促進協議会※8を運営し、成年後見制度の普及啓発や利用促進を図ります。
④ 生活困窮者自立支援施策の充実	- 各務原市社会福祉協議会、ハローワークなど、関係機関と連携・協力し、就労や住居確保など、自立に向けた支援に取り組みます。 - 生活困窮者の総合相談窓口には社会福祉士等の専門職を配置し、複合的な課題を抱える市民の状況に応じて、効果的かつ迅速な支援に取り組みます。

市民や企業等の主な取組イメージ

- 市民同士のあいさつや声掛け、ちょっとした手伝いなどからはじめ、地域での活動につながる第一歩を踏み出します。



民生委員児童委員活動風景

◆ 達成指標

指 標	種 別	基 準 値	前 期 目 標	取 組 方 針
困った時に、隣近所で助けてくれる人がいると思っている市民の割合	主	67.5% R5(2023)	↑UP	① ② ③ ④
地域における福祉活動拠点 (ボランティアハウス※9等)の数	客	121拠点 R5(2023)	121拠点 維持	①
市民後見人の人数	客	1人 R5(2023)	2人	③
就労支援事業※10に参加した 生活保護受給者の就職率(年間)	客	75.0% R5(2023)	82.5%	④

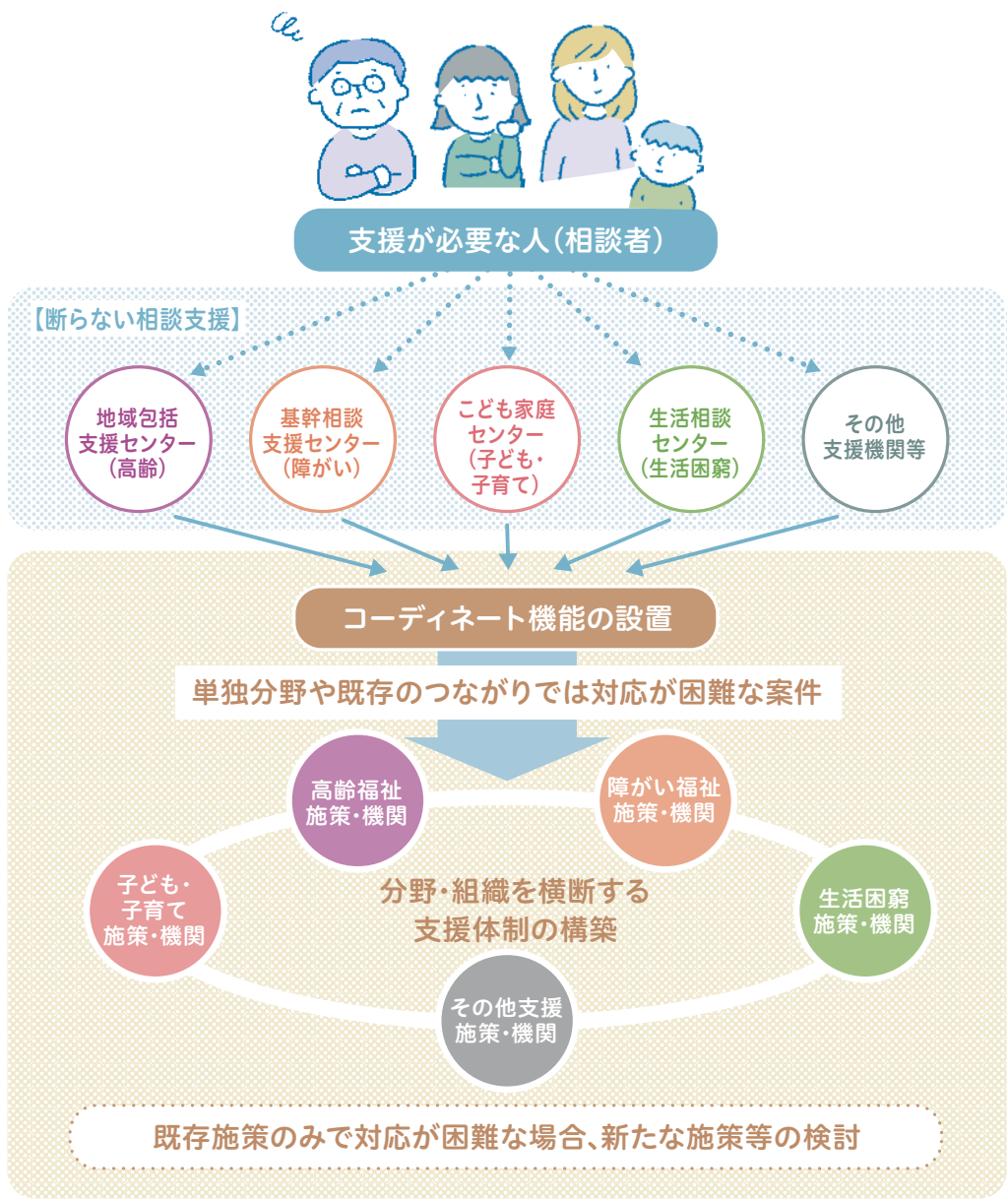
◆ 関連する主な計画

- 各務原市地域福祉計画(かかみがはらハートフルプラン)(2025～2029)

用 語

- ※1 **8050問題**:親が80代で、子どもが独立できないまま50代となり、高齢の親が子どもの生活を支える状態にある社会問題のこと。
- ※2 **市民後見人**:弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等。
- ※3 **成年後見制度**:認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議など、自身でこれらのことを行うことが難しい場合に保護し、支援する制度。
- ※4 **民生委員・児童委員**:厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談に応じ、必要な援助を行う。また、民生委員は児童委員を兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う。
- ※5 **近隣ケアグループ**:地域の人たちによる、誰でも無理なくできる「見守り・声かけ活動」などを行うボランティアグループ。
- ※6 **生活支援コーディネーター**:高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、その構築に向けてコーディネートを行う。
- ※7 **ヤングケアラー**:家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。
- ※8 **成年後見制度利用促進協議会**:認知症の症状、知的障がい、精神上の障がい等がある方の権利擁護に係る諸課題に対し、司法、医療、福祉等の関係団体及び関係機関の相互の緊密な連携を確保するため、地域連携体制の構築及び成年後見制度の利用の促進に関する協議をすることを目的として設置された機関。
- ※9 **ボランティアハウス**:高齢者や体の不自由な人、子育て中の人などの閉じこもりを防ぎ、楽しく交流することを目的とした、地域の人たちによる活動。
- ※10 **就労支援事業**:就労意欲・能力が一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、就労を支援する事業。

● 制度のはざまにいる人への支援スキーム図



生活相談窓口「さぽーと」の窓口



目指す姿

施策4：高齢者支援

- 高齢者が生活を営んでいく上で、就労や趣味などを通して仲間と触れあい、健康でいきいきと生きがいを持って日常生活を過ごすことができます。
- いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、心身の健康や生活機能の維持、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など、本人とその家族が抱える様々な課題に対し、その地域で包括的な相談・支援が受けられています。
- 社会全体で認知症の正しい知識の普及や支援体制の整備が進み、医療機関や介護事業所、地域包括支援センター※1などが連携し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができます。
- 介護保険事業が持続的に安定して運営されており、必要とする介護サービスを適切に利用することができます。

現状と課題

- ✔ 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、人や地域のつながりが希薄化し、シニアクラブ※2、高齢者趣味のクラブ※3などの団体数やその会員数は減少傾向にあります。「人生100年時代」において、高齢者が生きがいや働きがいを持って活躍できる場や機会の確保が必要です。
- ✔ 高齢者福祉・介護保険サービスに関するアンケート※4の結果から、約7割の高齢者が認知症に対して不安を感じています。超高齢化が進む中、認知症の理解を深め、認知症と向き合う取組の充実が必要です。
- ✔ 健康に不安を感じている高齢者は多いことから、地域で高齢者を支える体制づくりや、医療、介護などの関係者との連携をさらに推進し、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるための取組が必要です。
- ✔ 75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者数、介護保険給付費の増加が見込まれるとともに、介護現場の人材不足が深刻化している中で、適正な介護保険サービスの提供を確保することが必要です。

取組方針

取組方針	内容
① 高齢者の生きがい・働きがい	● シニアクラブ、高齢者趣味のクラブ、ボランティアなどの活動を支援するとともに、その活動に関する情報発信を行い、高齢者の社会参加・生きがいづくりを推進します。 ● 高齢者の孤立を防ぐため、高齢者の居場所(地域のサロン等)づくりを推進します。 ● シルバー人材センター※5やハローワークなどの関係機関と連携し、高齢者の就労を促進します。
② 認知症対策の推進	● 高齢者の通いの場などで、認知機能の維持・向上に向けた取組を推進します。 ● 認知症者やその家族が安心して生活できるよう、認知症サポーター※6の養成や「かかみがはら安心ねっとわーく※7」を通して、地域で認知症者を見守り、支援できる体制の充実を図ります。 ● 認知症カフェ※8、認知症ガイドブックの発行など、認知症の理解を深めるための取組を推進します。 ● 市民が認知症について気軽に相談できるよう、認知症地域支援推進員※9や認知症初期集中支援チーム※10による相談体制の充実、早期対応に努めるとともに、各務原市医師会や市内医療機関と連携し、「もの忘れよろず相談医※11」の周知を行います。
③ 地域包括ケア※12体制の深化・推進	● 医療・介護分野において、事業者との連絡協議会等を適宜開催し、現場の意見や課題を共有しながら連携を図ります。 ● 日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、自身の看取られ方など、医療と介護の連携した対応が求められる場面について、健康な段階から考えてもらえるよう「人生会議(人生アルバム)※13」を広く市民に周知・啓発します。
④ 介護保険制度の適正な運用	● 高齢者人口や介護認定者数の状況を踏まえ、適切に介護保険施設や介護保険サービス提供事業者の確保に努めます。 ● 適正な介護保険サービスが不足なく提供されるよう、必要な介護人材を確保するため、各務原市介護保険サービス事業者協議会※14と連携し、就労支援等に努めます。

市民や企業等の主な取組イメージ

- 高齢者の生活支援や地域における見守りを進めます。

◆達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
生きがいを感じている高齢者の割合	主	64.9% R4(2022)	↑UP	①
認知症になっても安心して暮らせると 思う市民の割合	主	新規設定 R7高齢者福祉・ 介護保険サービスに 関するアンケート 調査で測る	↑UP	②
地域包括支援センターの認知度	主	47.1% R4(2022)	↑UP	③
要支援・要介護度が妥当であると 感じる人の割合	主	52.8% R4(2022)	↑UP	④
認知症サポーター数(累計)	客	27,961人 R5(2023)	34,000人	②
わがまち茶話会※15の参加者数 (年間)	客	495人 R5(2023)	520人	③
委託による介護認定調査に対する 事後点検の実施率(年間)	客	100% R5(2023)	100%維持	④

◆関連する主な計画

- かかみがはら高齢者総合プラン(各務原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)
(2024～2026)



人生アルバム(「これまで」そして「これから」の私へ)

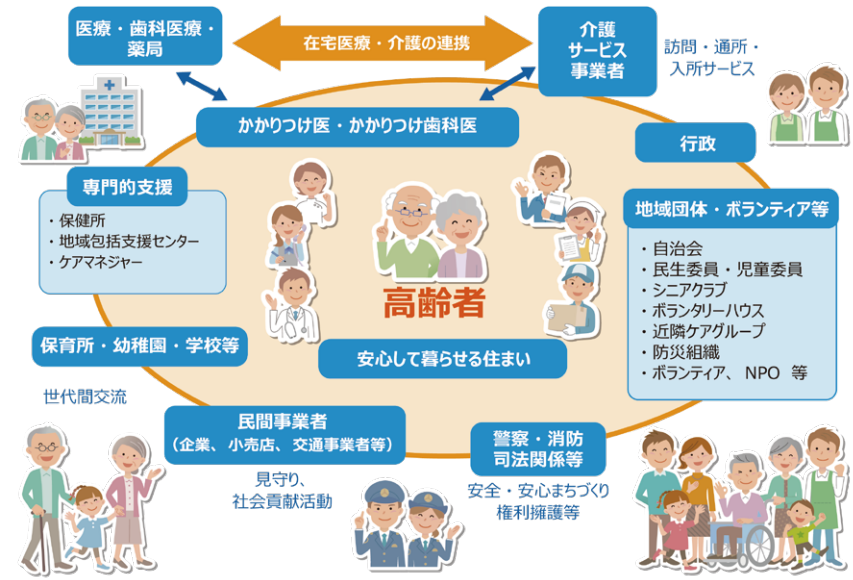


認知症カフェ



人生会議普及啓発推進委員会

●地域包括ケアシステムの姿



用語

- ※1 地域包括支援センター:地域における予防や介護サービスの総合的なケアマネジメント、相談、生活支援を行う地域の中核機関。
- ※2 シニアクラブ:60歳以上の高齢者で組織された、文化活動やスポーツ活動、社会奉仕活動などを通して、会員の親睦と、教養・健康・社会参加を高めるためのクラブ組織。
- ※3 高齢者趣味のクラブ:詩吟・歌謡・囲碁・俳句など、共通の趣味を持つ60歳以上の人で結成される集まり。
- ※4 高齢者福祉・介護保険サービスに関するアンケート:要介護状態になるリスクの発生状況や各種リスクに影響する日常生活の状況を把握し、地域の課題を特定するため実施するアンケートのこと。
- ※5 シルバー人材センター:臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習などを行うことを目的として、「生きがい就労」の理念により、市町村区域ごとに設立された公益社団法人。
- ※6 認知症サポーター:認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かい目で見守る応援者のこと。
- ※7 かかみがはら安心ねっとわーく:民間事業所や関係機関と市が連携し、安否確認や孤立死防止、行方不明者の早期発見のためのネットワークを構築する事業。
- ※8 認知症カフェ:認知症に関する情報交換や互いの理解を深めることを目的とし、認知症のある方やご家族、又認知症に関心のある方や医療・福祉の専門職など誰でも気軽に参加できる集いの場のこと。
- ※9 認知症地域支援推進員:地域の医療機関、介護サービス事業所などの支援機関をつなぐ連携支援及び認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
- ※10 認知症初期集中支援チーム:複数の専門職が家族の訴え等により認知症の疑いのある人や認知症の人、又はその家族を訪問し、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。
- ※11 もの忘れよろず相談医:認知症の早期発見を目的の一つとした各務原市医師会が認めた一定の研修を受けた医師のこと。
- ※12 地域包括ケア:団塊の世代(昭和22(1947)年～24(1949)年に生まれた世代)が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、利用者のニーズに応じ、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される状態のこと。
- ※13 人生会議(人生アルバム):「ACP」(Advance Care Planning・アドバンスケアプランニング)の愛称で、これまでの人生を見つめ直し、これからの人生に対する想い(やりたいこと、伝えたい想い、希望する医療等)を家族やかかりつけ医、ケアマネジャーなど関わりの深い方も含めて話しあうこと。
- ※14 各務原市介護保険サービス事業者協議会:市内の介護保険サービス事業者4部会(ケアマネ部会、訪問部会、通所部会、施設部会)から構成され、行政と介護保険事業者の情報交換や意見交換を目的として設置された機関のこと。
- ※15 わがまち茶話会:多様な地域主体間の情報共有及び連携促進を目的として、地域住民であれば誰でも参加でき、楽しくお話ししながら地域の様々な情報について意見交換できる場のこと。



施策5：障がい児者支援

目指す姿

- 障がい児者が、自立して自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができます。
- 障がいの有無に関係なく社会参加が可能となるよう、必要な施設が整備されており、障がい児者が住み慣れた地域で、年齢や障がいの種別に関わらず、安心して暮らしていくために必要な環境が整っています。

◇現状と課題

- 障がい児者の増加、障がいの重度・重複化、多様化に伴い、障がい福祉サービスに対するニーズも複雑化・多様化しています。障がいに対する理解を深めることが重要となるとともに、年齢や障がいの種別に関わらず、適切な支援が受けられるよう、相談支援体制の充実や「親なき後」の生活を支援する体制の強化を図る必要があります。
- 障がい児者の就労や社会参加を促進するため、就労相談などの各種支援を行っています。障がい児者が安心して自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの状況に応じた生活支援や就労機会の創出などに継続的に取り組む必要があります。
- 福祉施設の適正な管理運営などを通して、障がい児者が安心して生活できる環境づくりに取り組んでいますが、家族の負担軽減や多様化するニーズに対応するためには、さらなる生活支援の充実や障がい福祉サービス事業者との連携が必要です。

●障がい者手帳所持数の推移 (人)

年度	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
身体障害者手帳	5,471	5,351	5,363	5,229	5,256
療育手帳	1,298	1,327	1,381	1,422	1,461
精神障害者 保健福祉手帳	1,288	1,384	1,496	1,607	1,732

◇取組方針

取組方針	内容
① 障がい児者の自立支援促進	- 障がい児者に関する総合的な相談に対応する、各務原市基幹相談支援センター※1を中心として、市内の各相談支援事業所との連携を強化するとともに、障がいに関する相談支援や福祉サービスを行う事業所に対する研修等を通して、各種支援の質の向上を図ります。 「親なき後」の支援体制を強化するため、障がい児者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点※2等の充実を図ります。 - 母子保健や子ども・子育て支援(基本目標2に記載)と連携を図り、障がい児に対する切れ目のない支援に取り組みます。
② 障がい児者の社会参加促進	- 障がい児者が安心して活動できる場や働ける場の確保に努め、一人ひとりの特性や状況に応じた適切な社会参加の促進に取り組みます。 - 一人で外出や移動が困難な人であっても就労や創作活動の場などへ参加できる環境を整えるため、外出支援サービスの充実を図ります。 - 障がい児者が地域社会の一員として積極的に参加・貢献できるよう、障がいに対する理解の促進や合理的配慮※3の啓発などに取り組みます。
③ 障がい児者施設の充実	- 障がい児者が、安心して就労や創作活動に取り組むことができるほか、ニーズに応じた障がいサービスが利用できるよう、福祉の里などの福祉施設の充実や関係事業所との連携に取り組みます。 - 教育機関と連携し、障がい児者や障がい福祉について理解を深められるとともに、障がいの有無に関わらない様々な交流や学びの機会を設けたインクルーシブ※4な居場所づくりを推進します。

◇市民や企業等の主な取組イメージ

- 障がいの有無に関わらず、社会をつくる一員として地域活動に取り組みます。
- 障がいを正しく理解し、障がい児者の就労支援や合理的配慮を踏まえた事業に取り組みます。



障がい者(児)一日社会見学

◆ 達成指標

指 標	種 別	基 準 値	前 期 目 標	取 組 方 針
障がい児者相談窓口の満足度	主	93.5% R5(2023)	↑UP	① ②
公共施設等が障がい児者でも使いやすい施設となっていると思う市民の割合	主	28.6% R5(2023)	↑UP	③
地域生活支援拠点等に係る事業者数	客	28事業者 R5(2023)	30事業者	①
就労継続支援A型事業※5、 就労継続支援B型事業※6の利用者合計数	客	529人 R5(2023)	609人	②

◆ 関連する主な計画

- 各務原市障がい者スマイルプラン（障がい者計画（2021～2026）、障がい福祉計画（2024～2026）、障がい児福祉計画（2024～2026））

用 語

- ※1 各務原市基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいに関する総合相談や、地域内の相談支援事業者間の連絡調整や連携を行う機関。
- ※2 地域生活支援拠点：障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。
- ※3 合理的配慮：障がい児者が教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮。
- ※4 インクルーシブ：国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしに関わらず、すべての人が共生していること。
- ※5 就労継続支援A型事業：企業等に就労することが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う福祉サービス。
- ※6 就労継続支援B型事業：企業等に就労することが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難な障がいのある人に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のための必要な訓練を行う福祉サービス。



福祉体験学習



障がい者アート展(ありのまま展)

基本目標

6

みんなで築く安全安心のまち 《 防災・防犯 》

基本目標 6

みんなで築く安全安心のまち《 防災・防犯 》

市民の安心を脅かす災害や犯罪、交通事故等に対して、自助・共助・公助によって平時から暮らしの安全を確保することで、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

1. 防災・減災

- ① 家庭における防災・減災対策の促進
- ② 地域防災力の向上
- ③ 災害対応力の強化
- ④ 災害に強い都市づくりの推進

2. 消防・救急

- ① 消防力の維持・強化
- ② 消防団の活動支援
- ③ 防火対策の推進
- ④ 救急・救助体制の充実

3. 交通安全・防犯

- ① 交通安全意識の啓発
- ② 子ども及び高齢者の交通安全教育の推進
- ③ 通学路の安全対策
- ④ 防犯活動の推進

4. 市民相談

- ① 消費者保護の推進、知識の普及啓発
- ② 各種相談窓口体制の充実



施策1：防災・減災※1

目指す姿

- 大規模な災害が発生しても、被害を最小限に抑えられる災害に強いまちになっています。
- 「自分の身は自分で、自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、日頃から家庭や地域で災害に対する備えや防災訓練が行われています。

現状と課題

- 市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、家庭や地域における防災対策について継続した普及啓発に努めていますが、特に、ハザードマップ※2の確認、市が発表する避難情報に対する理解と適切な情報取得、迅速な避難など、命を守る避難行動について普及啓発を図ることが必要です。
- 災害時に避難の支援が必要な方が安全に避難するために、地域ぐるみの支援体制が必要です。また、さらなる地域防災力の向上には、その担い手の育成や自主防災活動※3の活性化を図る取組が必要です。
- 災害に備えた備蓄品を充実するとともに、市民に緊急情報が確実に伝わるよう、情報伝達の多重化に努めています。過去の災害を教訓にしながら、より実効性のある対策を講じる必要があります。
- 災害時に、市民、自治会、行政、関係機関がそれぞれの役割を果たし、円滑に連携できるよう、日頃から各種防災訓練を実施することや、関係機関が円滑に活動できる拠点を確保しておくことが必要です。
- 令和6年能登半島地震※4では木造住宅などの倒壊が多く発生したことから、住宅の耐震診断や耐震化の重要性、ブロック塀の危険性についてさらなる普及啓発に取り組み、災害時の被害軽減や早期復旧につながる対策を講じることが重要です。また、市郊外の住宅団地造成時に整備され、経年劣化などによる危険な法面の安全対策に取り組む必要があります。

取組方針

取組方針		内容
①	家庭における防災・減災対策の促進	- 市の広報紙やウェブサイトによる啓発、防災ハンドブックやハザードマップの配布などを通して、住んでいる地域の災害リスクの把握、家庭内備蓄の必要性、避難方法や避難所の情報など、個人や家族の命を守るために必要な防災・減災対策を普及啓発します。 - 出前講座や小学校での防災教室※5を開催し、より効果的な防災知識の普及啓発に取り組みます。
②	地域防災力の向上	- 自治会を中心とする自主防災組織の設置・運営、自主防災訓練や防災イベントなどの実施、地域の防災資機材の整備などを支援します。 - 地域防災のリーダーとなる防災推進員※6の育成を推進し、その活動を支援するとともに、地域防災の担い手となる若者に対する防災意識の普及啓発や防災訓練の参加促進に努めます。 - 地域と連携し、災害時に避難の支援が必要な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者※7の「個別避難計画※8」を策定し、地域ぐるみの避難支援体制の整備を推進します。
③	災害対応力の強化	- 緊急情報を適切かつ迅速に市民に発信するため、防災行政無線をはじめとする情報伝達手段の充実を図ります。また、被害情報を速やかに把握するため、SNS※9等を活用した被害情報収集手段の充実を図ります。 - 過去の災害における避難所の課題を教訓として、避難所の備蓄品や設備等の充実を図り、避難所の生活環境の向上に努めます。 - 円滑な災害対応が行えるよう、全市民を対象とした「地域防災訓練」や、自衛隊などの防災関係機関との連携強化を図る「総合防災訓練」などを実施します。 - 防災拠点としての機能を持ち、市民の安全安心の拠点となる新総合体育館・総合運動防災公園の整備を推進します。 - 自治体や民間事業者との災害時応援協定※10の締結を推進します。
④	災害に強い都市づくりの推進	- 旧耐震基準※11で建てられた住宅の耐震化や地震時に倒壊のおそれがあるブロック塀の撤去に対して支援します。 - 自然環境の保全に配慮しながら、法面の安全対策や流域治水※12対策を推進し、災害による被害の軽減を図ります。

市民や企業等の主な取組イメージ

- 災害に備えた備蓄、防災訓練への参加に取り組みます。

◆達成指標

指 標	種 別	基 準 値	前 期 目 標	取 組 方 針
災害への備えとして、食料や水などを備蓄している世帯の割合	主	68.1% R5(2023)	↑UP	①
市の防災対策が進められていると思う市民の割合	主	33.4% R4(2022)	↑UP	③
市情報メール等(防災カテゴリ)の登録者数(累計)	客	22,494人 R5(2023)	23,500人	①
防災推進員の活動者数(累計)	客	126人 R5(2023)	150人	②
災害時応援協定等の締結数(累計)	客	91件 R5(2023)	109件	③
ブロック塀撤去補助件数(累計)	客	304件 R5(2023)	454件	④
木造住宅耐震診断件数(累計)	客	1,597棟 R5(2023)	1,747棟	④

◆関連する主な計画

- 各務原市地域防災計画(定めなし)
- 各務原市国民保護計画(定めなし)
- 各務原市水防計画(定めなし)
- 各務原市業務継続計画(定めなし)
- 人的応援に係る各務原市受援計画(2023～定めなし)
- 各務原市災害時受援計画(物資支援)(2023～定めなし)
- 各務原市備蓄計画(2021～2025)
- 各務原市国土強靱化地域計画(2025～2029)



能登半島地震(石川県ホームページから)



防災教室



総合防災訓練



地域防災訓練

用 語

- ※1 減災:災害による被害をできるだけ小さくする取組のこと。
- ※2 ハザードマップ:自然災害が発生した際に想定される危険な場所や、避難場所などの情報を表示した地図。
- ※3 自主防災活動:「共助」の精神に基づき、主に自治会を基礎単位として、防災・減災を目的に結成された自主防災組織が、災害時だけでなく日ごろから行う防災活動のこと。
- ※4 令和6年能登半島地震:令和6(2024)年1月1日16時10分に、石川県能登地方においてマグニチュード7.6、深さ16kmで発生した地震。石川県輪島市と志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を、本市では震度3を観測した。
- ※5 防災教室:市内の小学4～6年生を対象に、防災に関する講話や備蓄品を活用した体験型学習を行い、子どもたちが日頃から防災意識を持って生活できるようになることを目指すとともに、将来の防災リーダーを育成するもの。
- ※6 防災推進員:地域の防災リーダーとして、災害への備えや防災訓練のほか、災害時には避難誘導や避難所開設など、地域の防災活動を行うことができる人材を育成するため、市が実施している各務原市防災ひとづくり講座を修了した者。
- ※7 避難行動要支援者:災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
- ※8 個別避難計画:避難行動要支援者の一人ひとりの状況に合わせて、支援者や避難先、避難に必要となること・ものなどが記載された避難支援のための計画。
- ※9 SNS:「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービス。
- ※10 災害時応援協定:災害発生時に迅速に応急対応を行えるよう、民間企業や各種団体をはじめ、他の自治体などと締結する協定のこと。
- ※11 旧耐震基準:建築物の設計において、震度5強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されたもので、昭和56(1981)年5月31日までの建築確認において適用されていた基準。
- ※12 流域治水:気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。



目指す姿

施策2：消防・救急

- 消防施設や消防車両の計画的な更新、消防技術の向上などにより消防力が強化され、多様化する災害事案に迅速かつ適切に対応できます。
- 地域防災力の要である消防団員を確保し、各団員の知識・技術の向上、消防団の施設、装備の充実により、地域防災力の向上を図ります。
- 家庭での火災予防対策が適切に行われています。また、市民が利用する建物で防火管理が徹底されています。
- 救急・救助車両の計画的な更新、救急救命士^{※1}の育成により安全安心な救命活動が行われています。
- 市民自らが応急手当、救命処置などを行えるようになっています。

現状と課題

- 消防職員の人員不足や、現場経験が少ない職員の増加により、緊急時の対応力の低下が懸念されることから、消防組織力の向上に向けた取組を行う必要があります。
- 消防・救急・救助車両やその資機材等の更新を計画的に行っていますが、消防活動などに影響が出ないよう、適切に更新計画を進める必要があります。
- 消防団員のなり手不足や活動環境の充実が課題となっています。地域防災力の中核として、消防団の維持に向けた取組を進めるとともに、その装備等の充実や技術力の向上を図ることが必要です。
- 全国的に、建物の火災による死者の多くは住宅からの火災です。そのため、市民の火災予防への意識の高揚や住宅用火災警報器の設置など、住宅火災による被害を抑える対策の推進が必要です。また、多くの市民が利用する飲食店や小売店等の事業所に対しても、防火管理を徹底する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市民向けの救急救命講習会の開催機会や受講者数が大幅に減少しました。救急隊が到着するまでの市民による応急手当の実施が救命率の向上につながるため、救急救命講習会の受講者数を増やすことが重要です。

取組方針

取組方針	内 容
① 消防力の維持・強化	- 消防力の維持・強化に向けた消防署所の配置や配置人員の見直しを検討します。 - 大規模災害の発生に備え、広域的な応援及び受援体制を強化します。 - 消防施設を適切に管理するとともに、消防車両や資機材、高機能消防指令システム等の計画的な更新に努めます。
② 消防団の活動支援	- SNS^{※2}や市のイベントなどで消防団の活動を積極的に発信し、消防団への入団を促進するとともに、消防団の適正配置について検討します。 - 消防団員の負担軽減を図るとともに、消防団車庫・車両・資機材の計画的な更新や団員の技術力向上の支援により、消防団の活動環境の充実を図ります。
③ 防火対策の推進	- 住宅火災から命を守るため、高齢者世帯を中心に、住宅用火災警報器の設置促進や住宅防火対策の普及啓発を強化します。 - 市内事業所に対して、計画的に予防査察^{※3}を実施します。
④ 救急・救助体制の充実	- 救急救命士の養成や救急隊員の技術向上を図り、救急業務の高度化を推進します。 - 救急車両、救急資機材を計画的に更新します。 - 市民が緊急時、適切に心肺蘇生やAED^{※4}を使用することができるよう、市民向けの「救急救命講習会」を開催し、その知識と技術の普及を図ります。

市民や企業等の主な取組イメージ

- 家庭や企業等での防火対策を進めます。
- 消防団や救急救命講習に積極的に参加します。

火災・救急・救助出動件数の推移

	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
火災件数	39	33	35	45	50
救急件数	6,157	5,380	5,905	6,723	7,204
救助件数	89	79	87	110	125

◆達成指標

指 標	種 別	基 準 値	前 期 目 標	取 組 方 針
火災予防を心がけている市民の割合	主	86.1% R5(2023)	↑UP	③
住宅用火災警報器条例適合率	客	54.0% R5(2023)	62.0%	③
救命講習受講者数 (5年間の合計)	客	19,650人 (H31～R5の合計)	35,000人 (R7～R11の合計)	④

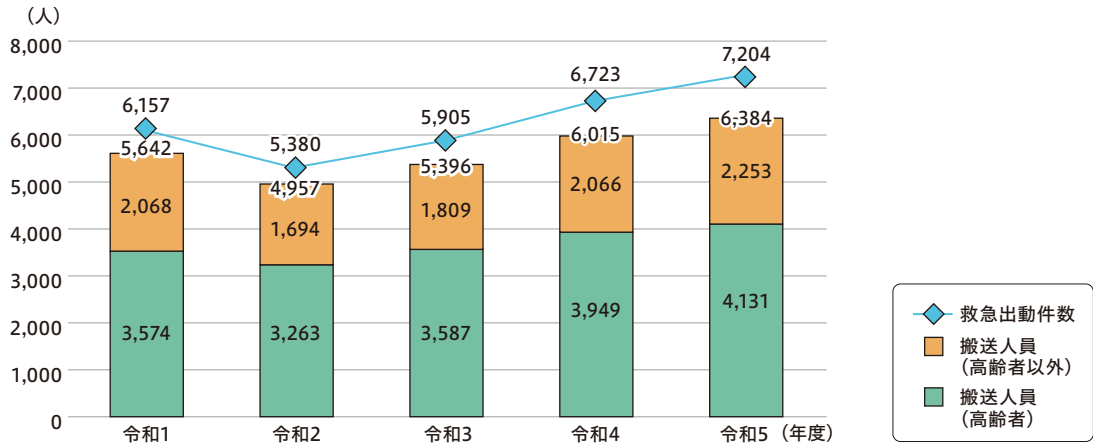


消防出初式



救急救命講習会

●救急出動件数の推移と搬送人員に占める高齢者数の推移



用 語

- ※1 救急救命士:病院などに傷病者を搬送するまでの間に、医師の指示のもとで、救急救命処置を行うことのできる資格を持った人のこと。
- ※2 SNS:「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービス。
- ※3 予防査察:消防職員が市内の事業所や危険物施設を訪れ、建物や消防用設備等が法令に基づいて適切に維持管理されているか検査をする、火災予防上の立ち入り検査をいう。
- ※4 AED:「Automated External Defibrillator」の頭文字をとったもの。自動体外式除細動器。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与えて正常な働きに戻す医療機器のこと。



施策3：交通安全・防犯

● 交通事故のない安全なまちになっています。

● 市民の防犯意識が高く、地域ぐるみで防犯パトロールなどの自主的な防犯活動や対策がとられています。

◆ 現状と課題

- 市内の交通人身事故の件数は減少傾向にありますが、高齢者や子どもが巻き込まれる交通事故が多く発生していることから、特に高齢者や子どもの交通事故撲滅に向けた啓発に、より一層取り組む必要があります。
- 通学路の安全を確保するため、歩道の整備、路肩のカラー化など、安全な歩行空間の確保や交通事故が多発する交差点の改善などを進めています。子どもたちが、より安心して登下校できるよう、継続的に安全対策に取り組むことが必要です。
- 市内の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、電話やはがき、メール等を介した特殊詐欺^{※1}被害は増加傾向にあり、その手口も複雑化・巧妙化しています。こうした特殊詐欺被害を未然に防止するため、防犯に関する知識や防犯対策の意識を高める取組を継続的に実施することが必要です。
- 犯罪の被害に遭われた方やその家族は、犯罪による直接的な被害のみならず、経済的な損失や誹謗中傷などの二次被害にも苦しめられています。犯罪被害者の方などが、再び平穏な暮らしを取り戻せるよう、社会全体で支援することが求められています。



交通安全教室



交通安全運動

◆ 取組方針

取組方針	内容
① 交通安全意識の啓発	● 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故を防ぐため、各務原警察署や交通安全団体と連携し、交通安全の普及啓発活動を推進します。
② 子ども及び高齢者の交通安全教育の推進	● 交通事故に遭いやすい子どもや高齢者に対して、学校やシニアクラブ ^{※2} などと連携し、交通安全教室 ^{※3} や出前講座の開催による交通安全教育を推進します。
③ 通学路の安全対策	● 通学路や歩行者が多い道路は歩行空間を分離し、歩行者が安心して利用できる歩道整備を推進します。 ● 「各務原市通学路交通安全プログラム ^{※4} 」に基づき、学校、道路管理者、警察、自治会等の関係機関と連携した通学路合同点検を実施し、効果的な通学路の安全対策を推進します。
④ 防犯活動の推進	● 市民一人ひとりが犯罪に対する危機意識を持ち、未然に被害を回避できるよう、各務原警察署や防犯団体と連携し、防犯対策の普及啓発を推進します。 ● 日常生活の中で、個人でもできる「ながら見守り」活動 ^{※5} を普及啓発するとともに、自主的な防犯活動として自治会が行う防犯カメラ設置を支援するなど、地域全体で犯罪を防ぐ体制づくりに努めます。 ● 地域の安全安心を守る防犯ボランティア団体の登録を促進し、その活動を支援するとともに、各団体の活動状況を市ウェブサイト等で紹介することにより、活動の活発化を図ります。 ● 犯罪被害者の方などが平穏な生活を取り戻せるよう、市総合支援窓口を通して、関係機関と連携し支援を行います。

◆ 市民や企業等の主な取組イメージ

- 交通ルールや交通マナーを遵守します。
- 助けあう意識を持ち、地域ぐるみで防犯活動に取り組みます。



◆達成指標

指 標	種 別	基準値	前期目標	取組方針
交通マナーが良いまちだと感じる市民の割合	主	42.5% R5(2023)	↑UP	① ② ③
治安が良いまちだと感じる市民の割合	主	63.0% R5(2023)	↑UP	④
人身交通事故発生件数(年間)	客	276件 R5(2023)	270件	①
交通安全教室開催回数(年間)	客	77回 R5(2023)	80回	②
歩道整備(新設・改良)延長(累計)	客	— —	3,500m	③
犯罪認知件数(年間)	客	925件 R5(2023)	772件	④

◆関連する主な計画

- 各務原市都市計画マスタープラン(2016～2025)
- 各務原市道路整備計画(2022～2037)
- 各務原市踏切道拡幅に関する方針(2024～2033)



防犯団体活動



防犯講座

用 語

- ※1 特殊詐欺:不特定の方に対して、対面することなく、電話、はがき、FAX、メール等を使って行う詐欺のこと。「ニセ電話詐欺」ともいう。
- ※2 シニアクラブ:60歳以上の高齢者で組織された、会員の親睦と、教養・健康・社会参加を高めるためのクラブ組織。
- ※3 交通安全教室:保育所や小学校の児童、高齢者など交通弱者を対象に被害の未然防止を図るため行っている交通安全に関する教室。
- ※4 各務原市通学路交通安全プログラム:通学路の安全確保に関する取組方針。本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるよう、定期的に合同点検を実施している。
- ※5 「ながら見守り」活動:地域の住民が、それぞれの日常生活や事業活動の中で、防犯の視点を持ってする子どもの安全見守り活動のこと。



目指す姿

施策4：市民相談

- 消費者トラブルに巻き込まれることなく、安全安心な消費生活※1を送ることができています。消費者トラブルに対して迅速かつ的確な支援体制ができています。
- 市民が抱える日常生活上の悩みごと、心配ごとに対し、きめ細かな相談体制が整えられています。

現状と課題

- 商品やサービスの契約トラブルや悪質商法などに関する注意喚起を行うとともに、消費生活に関する普及啓発に取り組んでいます。また、商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談支援を行う消費生活相談室※2の充実を図っていますが、悪質商法などの手口は複雑化、巧妙化しており、消費生活に関する普及啓発にさらに取り組む必要があります。
- 社会経済情勢や市民のライフスタイルなどが変化する中、生活における悩みごとや心配ごとは多様化、複雑化しています。各分野の専門相談員に相談できる市民相談への市民ニーズは依然高く、気軽に利用しやすい相談窓口の充実が重要です。

取組方針

取組方針	内容
① 消費者保護の推進、知識の普及啓発	- 各務原警察署などの関係機関と連携し、消費生活に関する必要な情報を出前講座などの開催や広報紙などで普及啓発し、市民の消費生活に関する知識向上と消費者被害の未然防止を図ります。 - 特に取引の知識や経験が少なく、判断力も未熟な若者向けの周知啓発の取組を強化します。 - 消費生活相談員※3の専門的な知識や相談対応能力の向上に努めます。
② 各種相談窓口体制の充実	市民が日常生活上の悩み事や心配事を弁護士などの専門家に気軽に相談しやすい相談窓口体制の充実とその活用の促進を図ります。

市民や企業等の主な取組イメージ

- 安易に契約トラブルに巻き込まれないように正しい知識や情報を身につけます。
- 困ったことがあった時に、一人で抱え込むことなく市の相談窓口を利用します。

達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
消費者トラブル時の相談場所を知っている市民の割合	主	27.9% R5(2023)	↑UP	①
出前講座の実施回数(年間)	客	11回 R5(2023)	12回	①

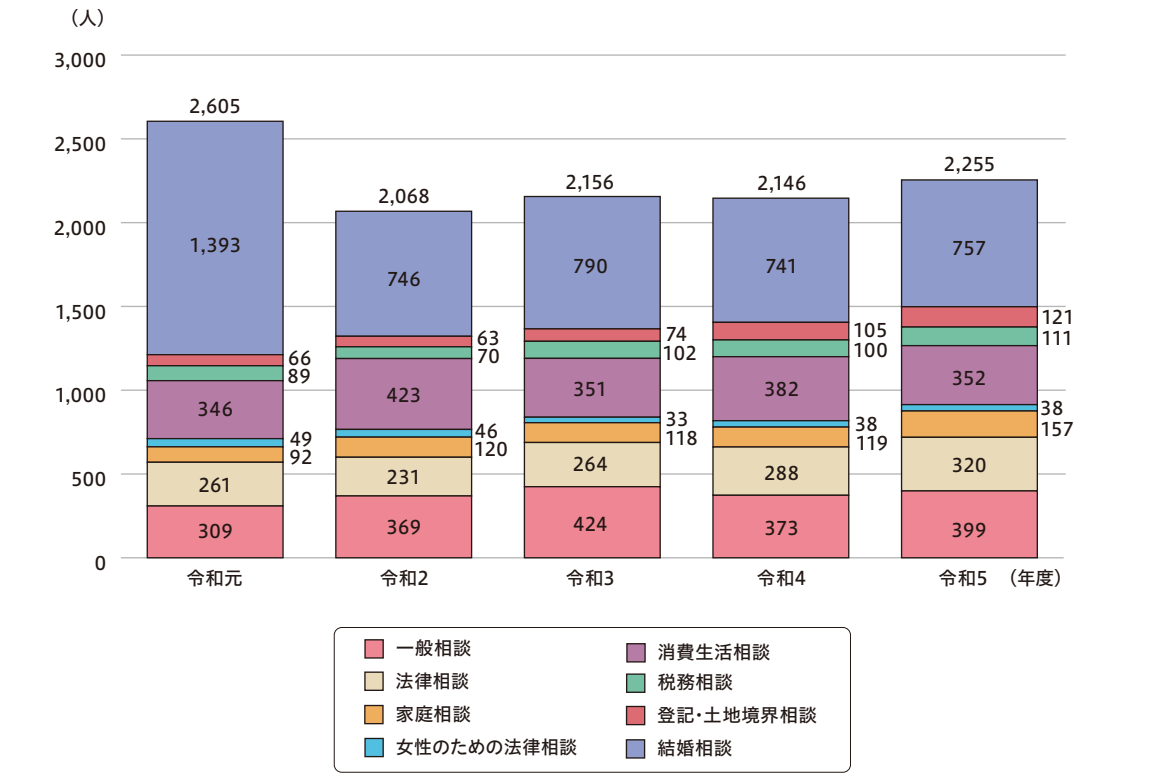


市民相談



悪質商法出前講座

主な市民相談件数の推移



用語

- ※1 消費生活：人が生活を行っていく中で、商品やサービスを購入してそれを消費するという部分のこと。
- ※2 消費生活相談室：消費やサービスなど消費生活全般に関する問合せや苦情を専門相談員が受け付けて対処し、問題の解決を支援する相談窓口。
- ※3 消費生活相談員：国・地方公共団体等が行う消費生活相談業務に携わる相談員のこと。